

## ◆◆ 一日年金相談の開催 ◆◆

平成23年11月の「ねんきん月間」の取組みとして、日本年金機構の職員が街頭での出張相談を行います。

### ● 開催日

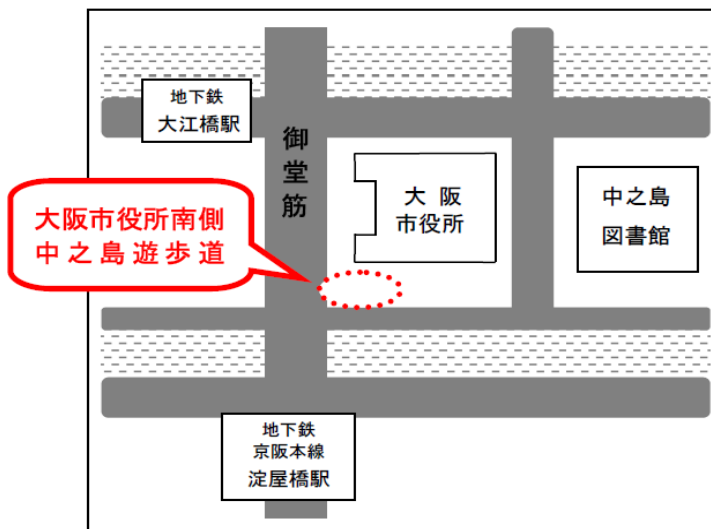
平成23年11月12日（土）

### ● 受付時間

10:00～16:00

### ● 開催場所

大阪市役所南側中之島遊歩道



○ 相談の際には、年金証書、年金手帳や運転免許証など本人であることを確認できるものをお持ちください。

○ 駐車場はございませんので、ご来場の際には、公共交通機関をご利用ください。

### 「ねんきん月間」とは？

日本年金機構は、厚生労働省と協力して、11月を「ねんきん月間」と位置づけ、国民の皆様に公的年金を身近に感じていただき、年金制度に対する理解を深めていただくことを目的として、普及・啓発活動を展開しています。

### ～事業主の皆様へ～

### 知っておきたい“適用関係届等のQ&A”

#### Q、資格喪失届に記入する「資格喪失年月日」は何日ですか？

A、 資格喪失届に記入する「資格喪失年月日」は、下記の表のとおりとなっております。書類を提出する際は日付に誤りがないように、あらためてご確認をお願いいたします。

| 資格喪失事由                                       | 資格喪失年月日              |
|--|----------------------|
| 退職・死亡により資格を喪失する場合                            | 退職日または死亡日の <u>翌日</u> |
| 70歳到達により、厚生年金保険の資格を喪失する場合                    | 70歳の誕生日の <u>前日</u>   |
| 75歳到達により、後期高齢者医療保険の被保険者資格を取得して健康保険の資格を喪失する場合 | 75歳の誕生日の <u>当日</u>   |

#### 【ご注意：よくある誤解による届出事例】

上記の表のとおり、退職の場合は、退職日の翌日が資格喪失年月日になります。誤って、退職日当日を資格喪失年月日の欄に記入されていることがありますので、ご注意ください。

例：11月30日退職の場合の資格喪失年月日は？

正⇒12月1日資格喪失

誤⇒11月30日資格喪失